

## 高松公園の指定管理者に対する指定の取消し等について

平成22年8月23日

都市整備部

### 1 概要

高松公園は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までを指定期間（第二期）として大平建設株式会社が指定管理者として公園の維持管理を行ってきたものである。

今般、大平建設株式会社から、会社経営の悪化に伴う指定管理者の辞退申請の提出があり、地方自治法第244条の2第11項に基づき同法人に対する指定を取り消し、新たな指定管理者を公募しようとするものである。

### 2 これまでの経緯

6月4日 大平建設株式会社から、会社経営の悪化を理由として高松公園の指定の辞退について、基本協定書第25条に基づき書面で申し出された。

6月7日 市のリスク低減を図るため、指定管理料の支払いを、原則前払いから原則出来高払いとするよう年度協定を変更した。

### 3 今後の対応方針

- (1) 8月下旬をもって、大平建設株式会社の指定管理業務を取り消すものである。
- (2) 新たな指定管理者へ移行するまでの期間は、市の直営による管理とし、臨時職員の採用や、樹木剪定・草刈等の業務委託を実施するものである。
- (3) スケジュール（予定）
  - ・ 9月中旬 公募開始
  - ・ 10月中旬 公募締切
  - ・ 10月下旬 審査の実施
  - ・ 12月 指定議案書提出

(1月1日 新指定管理者による管理運営の開始)